

日本学生野球憲章違反行為に関する処分基準

公益財団法人日本学生野球協会

第 1 処分基準提案に至る経過

- 1 日本学生野球憲章(以下「憲章」といいます。)第 5 条は、「学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体の役職員および審査員」に対して、「本憲章および関係する学生野球団体の定める規則を遵守する義務」を科しています。憲章第 5 条の義務違反行為に関しては、「注意・嚴重注意」・「処分」の措置により、是正を求めることとしております。

日本学生野球協会は、違反行為に対しては、これまでは過去の事案の集積に基づき先例に従い適正な処分等を実施してきました。しかしながら、どのような憲章違反行為に対して、どのような「注意・嚴重注意」・「処分」および「付随的指導」の運用をとるべきかについての公開された基準は存在しませんでした。

- 2 スポーツ庁スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>(2023 年 9 月 29 日改訂版、以下「ガバナンスコード」といいます。)は、

「原則 10 懲罰制度を構築すべきである。

(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容および処分に至るまでの手続を定め、周知すること。

(2) 処分審査を行う者は、中立性および専門性を有すること。」(ガバナンスコード 12 頁)

と定めています。原則 10 については次のとおり補足説明がなされています。

「処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされることが望まれる。規程において、あらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従うことが望まれる。」(ガバナンスコード 47 頁)

- 3 日本学生野球協会は、前項のガバナンスコードの要請に対応して、「処分基準」を作成し公表する必要を認め、令和 5 年 9 月 20 日、処分基準制定委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置しました。

- 4 本委員会は、令和 5 年 10 月 10 日に第 1 回委員会を開催し、令和 7 年 1 月 20 日までに 10 回の委員会を開催し

① 憲章違反行為に対する「注意・嚴重注意」・「処分」および「付随的指導」の運用の現状を分析し、

② その問題点を抽出し、

③ あるべき処分基準案を検討し、

本処分基準をまとめました。なお、本委員会の実務作業を担当するワーキンググループは、本委員会とは別に 13 回開催されています。

令和 6 年 10 月 3 日から同月 23 日までの期間および令和 6 年 12 月 2 日から 12 月 16 日までの間

には、処分基準案および下記の 5 の案について意見を公募し、それぞれ 17 名、5 名の方から意見が寄せられました。

- (1) 日本学生野球憲章の一部改定案
- (2) 注意・厳重注意および処分申請等に関する規則の一部改定案
- (3) 部員の憲章違反行為に対する注意・厳重注意、処分および指導・措置の運用内規案
- (4) 部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規案
- (5) 注意・厳重注意および処分結果の公表基準ガイドライン案

寄せられた意見も参考にし、日本学生野球協会内の必要な手続を経て、令和 7 年 4 月から本処分基準を施行します。

第 2 処分基準の基本的な視点

1 従前の運用との関係

- 1 日本学生野球協会審査室において審理対象となる事案の多くは高校野球事案であり、かつ、日本学生野球協会審査室においては、憲章違反行為に対する処分内容については処分請求者である日本高等学校野球連盟の意見を尊重して決定する運用がなされてきました。
- 2 日本高等学校野球連盟の処分請求は、これまでの処分請求事案の蓄積に基づき、平等原則と比例原則に基づき行われておりました。

〔説明〕

- ・ 平等原則 違反行為に対する制裁は、同じ違反行為に対して同じ種類、同じ程度であるべきとする原則
 - ・ 比例原則 違反行為に対する制裁は、違反行為の重大さに比例して重くなるという原則
- 3 本委員会は、制裁の内容とその程度を総合的に判断した場合に、日本高等学校野球連盟の処分請求に基づく現在の日本学生野球協会審査室の処分は、相当な結論となっていると評価しています。

しかし、処分基準を明示することに加えて、従前の運用の処分内容・処分の決定方法について改善する必要があるという指摘も多数あり、それぞれの指摘について検討し、以下のように整理しました。

なお、意見公募においては、比例原則に関して、高校指導者による中学生接触ルール違反/特待生制度ルール違反に対する処分が他の類型に比して重いという意見がありました。本委員会としては、中学生接触ルール違反/特待生制度ルールによって保護されるのは、特定の中学生ではなく、高等学校の入試制度の公平性、ひいては学生野球全体の公平や健全な運営であることに起因するものと考えていますが、実際の運用においてはバランスを失することのないように配慮いただきたいと考えております。

2 憲章違反類型による標準的処分と加減要因の整理

- 1 指導者の暴力、不適切な言動等の類型ごとの基準となる処分内容を定めました。

2 不適切な言動等についての検討

指導者の不適切な言動等は、部員の自死という重大な結果を引き起こす場合もあります。そこで、不適切な言動等について、結果の重大性と制裁内容とが均衡するように配慮しました。

3 他のスポーツ団体の処分内容との均衡の検討

(1) スポーツ指導上の暴力・不適切な言動等に対して、他のスポーツ団体による制裁と日本学生野球協会の処分との均衡を検討しました。

(2) スポーツ指導上の暴力・不適切な言動等に対して、日本スポーツ協会の「指導者資格の停止期間」は、日本学生野球協会の「謹慎期間」よりも長くなっています。

(3) しかしながら、日本スポーツ協会の指導者資格の停止によりスポーツ指導者が行えない活動が限定的であるのに対して、日本学生野球憲章の謹慎は「野球部活動にかかわることの禁止」という措置であり、指導者資格の停止に比較して、制裁内容が重くなっています。

(4) 制裁内容の質と内容を考慮すると期間については、現状が相当であるとの結論となりました。

4 典型的な加減要因と加減の幅を定めました。

(1) 従前は、類似した過去の処分例を検索して加減要因を判断していました。この方法ですと、類似した過去の処分例をその都度検索する必要があり、判断までの作業量が多くなるという問題点がありました。

(2) そこで、判断を容易にするために、過去事例から加減要因と加減の考え方を抽出し、明文の「処分基準」として整備し、容易に平等原則・比例原則に従った判断ができるようにしました。

3 法令違反行為に対する日本学生野球協会の制裁の必要性

1 憲章が同憲章に基づく制裁を科すのは、「学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体の役職員および審査員」が憲章を遵守することを目的としています。

2 「部員、指導者」による法、条例および規則違反は、国、地方公共団体における制裁の対象であり、さらに重ねて学校等における措置の対象となっています。

憲章は「学生野球の基本原理」の一つとして、「学生野球は、法令を遵守し、健全な社会規範を尊重する。」(第2条第3号)と定めているため、刑法等の法律および地方公共団体の条例および規則違反は、同時に、憲章違反行為でもあります。

3 前項の違反行為に対して、国、地方公共団体および学校等が制裁等を科し、さらに、日本学生野球協会が憲章違反行為として制裁を科すことは可能です。

しかしながら、

○ それぞれの制裁を併科することが相当と考えるか、

○ いずれかの制裁を優先し、他の制裁は謙抑的な運用とすべきであるか、

については検討すべき課題であり、この点について整理をしました。

4 「部員、指導者」の憲章違反行為に対して、日本学生野球協会が関与する必要性は次のとおりです。

(1) 違反行為の場面との関係で大別すると、

- 野球部活動中の行為、
- 野球部活動と関連がある行為、
- 野球部活動と無関係な行為、

に分類できます。憲章が、学生野球活動における規範であることに照らせば、

ア「野球部活動中の行為」についての憲章違反行為について、日本学生野球協会が関与する必要性が最も高く、

イ「野球部活動と関連がある行為」⇒「野球部活動と無関係な行為」の順に日本学生野球協会が関与する必要性は低下します。

(2) 野球部とは無関係な私的活動の場面であっても違反性が重大である等の事情から日本学生野球協会が関与しなければならない場面は生じます。

例示すれば、行為自体が、①殺人等の重大な刑法犯罪、②犯罪類型が教育との関係で重要な影響を与えると判断される薬物犯罪・性犯罪等です。これらの犯罪が野球部活動と無関係な場面で行われた場合でも、このような犯罪行為を行った者については、野球部活動において同様の犯罪がなされないと判断されるまでは、学生野球活動に関与させることなく、憲章の基本原則に基づく学生野球を守る必要があります。

ただし、除名は、学生野球からの永久追放の制裁であり、学生野球に関与する資格がないと判断された場合の処分であり、処分内容の変更・解除の手続きは予定されていません。

これは、学生野球は、国民が等しく教育を受ける権利を実現すべき学校教育の一環であるため、適正な教育という視点から、予防的に必要とされる措置です。

(3) 一方で、野球部とは無関係な私的活動の場面における社会的規範の違反行為で、その違反が軽微なものであり、かつ、野球部活動との関係性が希薄な場合には、社会的なルールによる制裁に任せ、学生野球団体が制裁を科すことは謙抑的であることが相当である場合もあります。例えば、交通違反等の行政法違反行為、刑事罰の対象であっても交通事故のような過失犯であって被害も軽微な事案では、憲章に違反すると評価されるものの、その全てを憲章違反行為として制裁を科すのは相当ではありません。現在の審査室の運用においても、このような配慮はなされているところです。

(4) 下表で言えば、日本学生野球協会が関与する必要性は、

A > (B or C) > D となります。

日本学生野球協会の処分基準を考える上での要素

		日本学生野球憲章違反行為の重大性	
		大	小
日本学生野球憲章違反行為 と野球部との関係性	大	A	B
	小	C	D

4 教育機関において教育を受ける対象である生徒・学生の憲章違反行為と 日本学生野球協会としての制裁の必要性

- 1 成長過程にある生徒・学生が憲章違反行為を行った場合で、その違反行為が、法、条例および学校等の規則違反となる場合の扱いにおいては、教育的な配慮が求められます。
- 2 日本学生野球憲章が憲章違反行為に制裁を科すのは、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体の役職員および審査員が憲章を遵守することを目的としています。憲章が、教育を受ける権利を前提とする教育の一環としての学生野球の維持・発展を目的としていることに鑑みると、憲章違反行為に制裁を科す目的は、より具体的には、学生に対する教育的見地からの指導と、学生野球の秩序維持にあるといえます。こうした目的は、教育機関による指導または制裁の目的と概ね共通するものと考えられるところです。そうであるならば、教育機関の規則違反行為に対する教育機関による指導・制裁と日本学生野球協会の憲章違反としての制裁との関係については、教育機関による制裁があった場合に、これのみではなお教育的指導が不十分で学生野球の秩序維持が図られない場合に行えば足りると考えられます。
- 3 同様に、生徒・学生が憲章違反行為を行った場合で、その違反行為が、法、条例および学校等の規則違反となる場合について、全てを憲章違反行為として日本学生野球協会が制裁を科さないで、学校等の規則に照らした指導または制裁による更生や、家庭での教育に任せる運用をすることが相当と評価されます。前項と同様の教育的配慮に基づき、一次的には、教育機関の判断に委ね、憲章違反としての制裁を謙抑的に運用することが相当です。

この点については、従前明確な運用基準が示されていなかったため、新たに、憲章違反行為の類型の中で運用基準を示すこととしました。

5 きめ細かい謹慎期間の選択

- 1 指導者等に対する謹慎期間は、現行では1つの違反行為に対しては、①1か月、②3か月、③6か月、④1年、⑤それ以上の有期の謹慎は2年まで、⑥2年を超える謹慎は無期謹慎(無期謹慎は一定期間経過後解除申請が可能であり、不定期の謹慎です。)という運用でした。
- 2 このような運用では、「2か月の謹慎」が選択できないため「1か月の謹慎」とするか「3か月の謹慎」とするかのをいずれかを選択しなければならず、平等原則と比例原則に従い、きめ細かい処分とすることができないという問題がありました。
- 3 有期の謹慎期間は、1か月単位で選択できることとし、きめ細かい謹慎期間の選択を可能としました。

6 複数憲章違反行為等の場合の処分内容を決めるための考え方の整備

複数憲章違反行為、過去に憲章違反行為で処分を受けている場合等について、処分内容を決めるための考え方を整理しました。

7 部員の憲章違反行為に対する「注意・嚴重注意」、「処分」および付随した「指導・措置」の運用内規の整備

- 1 部員の個人としての憲章違反行為に対する「注意・嚴重注意」、「処分」および付随した「指導・措置」の運用は下表のとおりとなっています。

現在の「部員」の憲章違反行為に対する対応

場面	措置
野球部としての違反行為ではなく、部員の違反行為として評価する場合	①憲章第26条に基づき、野球部に対する注意・嚴重注意(第1項)とし、 ②付随的指導(第4項)として、当該校野球部が当該違反行為に関与した部員を一定期間又は特定の公式試合・大会に出場させない措置
野球部としての違反行為と評価する場合	野球部に対する憲章第27条に基づく処分。多くは一定期間の対外試合禁止の措置。

注)公式試合・大会とは、学生野球団体が主催する試合・大会である。

- 2 部員の個人としての憲章違反行為に対して、野球部に対する「注意・嚴重注意」または野球部に対する「対外試合禁止」の決定をすることは、憲章違反行為をした部員のみならず、憲章違反行為をしていない部員に不利益を科すことになり、不合理な処分であるという指摘があります。いわゆる「連帯責任」の問題です。
- 3 この点については、詳細な検討をして、「部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規」を定めることで、適切な運用とすることを提案しています。

第3 指導者等に対する処分基準－謹慎期間の決定方法

1 総論 謹慎期間決定の方法と順序

憲章違反行為に対する処分の種類が謹慎である場合は次の順序で判断します。

- (1) 個々の憲章違反行為の類型別の標準謹慎期間の決定
- (2) 個々の憲章違反行為の類型別加減要因を考慮した謹慎期間上下限の決定
- (3) 憲章違反行為の類型に共通した加減要因を考慮した謹慎期間上下限の決定
 - ア 学生野球団体の役員等としての加重
 - イ 過去の学生野球団体等による制裁を考慮した加重
 - ウ 憲章違反行為者が、自ら憲章違反行為を申告したとしての軽減
 - エ 憲章違反行為者が既に社会的制裁を受けているとしての軽減
- (4) 憲章違反行為が複数ある場合または継続性常習性が認められることによる加重
- (5) 謹慎期間上下限内での謹慎期間の決定

なお、謹慎期間上下限の決定に当たり共通する原則は以下のとおりです。

(1) 謹慎期間の上限の決め方

- 1 有期の謹慎期間に対して加重を行う場合、上限に倍率を乗じるものとします。倍率を乗じた後の期間が2年を超える場合、上限を無期謹慎とします。
- 2 無期謹慎に対して加重を行う場合、上限を除名とします。

(2) 謹慎期間の下限の決め方

- 1 有期の謹慎期間に対して軽減を行う場合、下限に倍率を乗じるものとします。
- 2 無期謹慎に対して軽減を行う場合、下限を謹慎1年とします。
- 3 除名に対して軽減を行う場合、下限を無期謹慎とします。

(3) 謹慎期間の上下限に1か月未満の期間が生じる場合

加重軽減要因を考慮することで、謹慎期間の上下限に1か月未満の期間が生じる場合には、次のとおりとします。

- 1 謹慎期間下限については、1か月未満の期間を切り捨てた期間とします。
- 2 謹慎期間上限については、1か月未満の期間を切り上げた期間とします。

2 各論(1) 個々の憲章違反行為について、憲章違反行為の類型別に定められた基準となる謹慎期間の決定

- 1 憲章違反行為の類型別に定められた基準となる謹慎期間を決定します。
- 2 加減要因がない場合は、基準となる謹慎期間がそのまま適用されます。その後の判断過程は必要ありません。

〔具体例〕 事例 A-1

〇〇高校野球部は、〇月〇日午後〇時頃、同校グラウンドで守備練習をしていたところ、部員 A(当時高校1年生)が捕球をしばしば失敗した。監督は部員 A を他の部員に見えないようベンチ裏に呼び、指導した。部員 A が集中して指導を聞いているように思えなかった監督は、部員 A の右頬を平手で1回殴打した。殴打を受けた部員 A は特段傷害を負わなかった。

〔謹慎期間の決定方法〕

「指導者による暴力」(処分基準別紙 2)の基準に該当する行為であり、加減要因がないので謹慎1か月となります。

3 各論(2) 個々の憲章違反行為について、憲章違反行為の類型別加減要因を考慮した謹慎期間上下限の決定

憲章違反行為の類型別加減要因がある場合は、以下のとおり謹慎期間上下限を算出します。

(1) 憲章違反行為の類型別に定められた加重要因のうち 1 つの要因に該当する場合

憲章違反行為の類型別に定められた加重要因で定めている謹慎期間上下限が適用されます。加重要因は、上限下限ともに考慮されます。

〔具体例〕 事例 A-2

〇〇高校野球部は、〇月〇日午後〇時頃、同校グラウンドで守備練習をしていたところ、部員 A(当時高校 1 年生)が捕球をしばしば失敗した。監督は部員 A を他の部員に見えないようベンチ裏に呼び、指導した。部員 A が集中して指導を聞いているように思えなかった監督は、ノックバットで部員 A の左前腕を叩いた。部員 A は特段傷害を負わなかった。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 「指導者による暴力」(処分基準別紙 2)に該当する行為であり、謹慎 1 か月が基準となります。
- b 「野球の用具を使用した場合」という行為態様の悪質性を考慮して、謹慎期間上下限は、1 か月～3 か月となります。

(2) 憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する場合

憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する場合、最も重い加重要因の謹慎期間上下限とします。

〔具体例〕 事例 A-3

〇〇高校野球部は、〇月〇日午後〇時頃、同校グラウンドで守備練習をしていたところ、部員 A(当時高校 1 年生)が捕球をしばしば失敗した。監督は部員 A を他の部員に見えないようベンチ裏に呼び、指導した。部員 A が集中して指導を聞いているように思えなかった監督は、ノックバットで部員 A の左前腕を叩いた。その結果、部員 A は橈骨を骨折した。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 「指導者による暴力」(処分基準別紙 2)に該当する行為であり、謹慎 1 か月が基準となります。
- b 「野球の用具を使用した場合」という行為態様の悪質性を考慮した謹慎期間上下限は 1 か月～3 か月となります。
- c 「重大な傷害(例:骨折)」という結果の重大性を考慮した謹慎期間上下限は 1 か月～9 か月となります。
- d 加重要因は、b と c と 2 つありますが、重い加重要因の c で判断し、謹慎期間上下限は、1 か月

～9か月となります。

(3) 憲章違反行為の類型別に定められた軽減要因に該当する場合

- 1 憲章違反行為の類型別に定められた加重要因を考慮した謹慎期間上下限(加重要因がなければ行為類型の基準となる謹慎期間)を基礎として、憲章違反行為の類型別に定められた軽減要因を考慮します。
- 2 謹慎期間の下限に軽減率を乗じて、謹慎期間上下限を決定します。上限は変更しません。

〔具体例〕 事例 B-1(加重要因がない場合)

監督は、○月○日、電気量販店でモバイルバッテリー(3,000円相当)を万引きしたが、その場で警備員に取り押さえられて発覚した。監督は、その場で被害額を弁償した。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 「指導者による窃盗・横領等」(処分基準別紙 6)の基準のうち、「監督は、野球部および加盟校と無関係に預かった(または保管してある)金銭から 1万円横領(または窃取)した。」に該当する行為であり、「事案の性質に沿って謹慎 1年から無期謹慎まで」が基準となります。
- b 「被害弁償を行った。」と評価され、軽減がない場合の謹慎期間の下限を最大 2分の1にまで軽減することができます。
- c 謹慎期間下限は、6か月となります。謹慎期間上下限は、6か月～無期謹慎となります。

4 各論(3) 憲章違反行為の類型に共通した加減要因を考慮した謹慎期間上下限の決定

憲章違反行為の類型に共通した加減要因がある場合は、以下のとおり謹慎期間上下限を算出します。

(1) 学生野球団体の役員等としての加重

- 1 憲章違反行為に対して謹慎を相当とする場合であって、憲章違反行為者が、学生野球団体の役員等である場合は、率先して憲章を遵守する立場であるにもかかわらず憲章違反行為をした点で、責任はより重く、重い処分が相当です。
- 2 学生野球団体の役員等である場合、加重がない場合の謹慎期間の上限を 1.3 倍まで加重できます。下限は変更しません。

〔具体例〕 事例 C-1

学生野球団体等の役員でありながら、事例 A-2 の憲章違反行為をした場合。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 事例 A-2 については、謹慎期間上下限は 1か月～3か月です。
- b 学生野球団体の役員でありながら憲章違反行為をした場合、上限を 1.3 倍まで加重できるの

で、謹慎期間上限は 3.9 か月となります。

- c 謹慎期間上限の 1 か月未満の期間は切上げですので、謹慎期間上下限は、1 か月～4 か月となります。

(2) 過去の学生野球団体等による制裁を考慮した加重

- 1 憲章違反行為に対して、謹慎または対外試合禁止の処分が相当とされる場合であって、憲章違反行為者が、当該憲章違反行為以前 10 年の間に、憲章違反行為を理由に「注意・嚴重注意」または「処分」を受けた者である場合は、憲章違反行為を繰り返している点で、より重い制裁が必要です。
- 2 憲章違反行為者が、当該憲章違反行為以前 10 年の間に、憲章違反行為を理由に「注意・嚴重注意」または「処分」を受けた者である場合、加重がない場合の謹慎期間の上限を 2 倍まで加重できます。下限は変更しません。
- 3 過去の制裁が学生野球団体による制裁でない場合(例えば他の競技団体によるスポーツ指導上の倫理規程違反としての制裁)は、前項に準じて加重要因として考慮します。

〔具体例〕 事例 C-2

事例 A-1 で 1 か月の謹慎を受けた者が、その謹慎期間を終えてから 3 年後に、事例 A-2 の憲章違反行為をした場合。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 事例 A-2 については、謹慎期間上下限は、1 か月～3 か月です。
- b 過去において事例 A-1 について受けた 1 か月の謹慎期間が終了してから 10 年以内に、事例 A-2 の憲章違反行為をしていますので、上限を 2 倍まで加重できるので、謹慎期間上限は 6 か月となります。
- c 謹慎期間上下限は 1 か月～6 か月となります。

(3) 憲章違反行為者が、自ら憲章違反行為を申告した場合の軽減

- 1 学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体の役職員および審査員は、憲章第 5 条により、「本憲章および関係する学生野球団体の定める規則を遵守する義務を負い、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。」とされており、「本憲章に違反する事実を知り、または本憲章の理念を実現するために注意・嚴重注意が必要であることを知ったとき」は、憲章違反行為として申告して、憲章違反の状態を是正し、「本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す」必要があります。
- 2 そのため、「本憲章に違反する事実を知り、または本憲章の理念を実現するために注意・嚴重注意が必要であることを知ったとき」から迅速にその事実を報告する義務があり、原則として、知ったときから 3 日以内に報告をしない場合には、特段の事情がない限り報告義務違反と評価されます。
- 3 憲章違反行為をした者自身が、憲章違反行為が明らかになっていない段階で、かつ、憲章違反行為

直後に、憲章違反行為を自主的に申告した場合には、

- (1) 憲章違反行為の申告を憲章遵守義務の履行と評価するだけでなく、
- (2) 憲章違反行為に対する反省が認められるとして、軽減がない場合の謹慎期間の下限を2分の1にまで軽減することができます。上限は変更しません。

4 憲章違反行為が明らかになっていない段階で憲章違反行為者が憲章違反行為を自主的に申告したと認めるためには、次の2つの要件をともに満たす場合とします。

- (1) 憲章違反行為について、学生野球団体または加盟校の学校長(学校長の補助者たる野球部長、他の教員等を含む。)が当該憲章違反行為を認知する前に、当該憲章違反行為をした者が憲章違反行為を自主的に申告したこと。
- (2) 憲章違反行為後24時間以内の申告であること。ただし、24時間以内の申告が困難であった場合には、申告期間を延長して判断することができます。

〔具体例〕 事例 C-3

監督が、事例 A-2 の憲章違反行為をしたが、監督は自身の憲章違反行為を反省し、練習が終了した直後、部員 A を伴って、野球部長に面談を求め、事実経過を正確に報告し、部員 A にも謝罪した。

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 事例 A-2 については、謹慎期間上下限は1か月～3か月です。
- b 憲章違反行為者が、自ら憲章違反行為を申告したとしての軽減は、最大2分の1ですので、謹慎期間下限は0.5か月となります。
- c 謹慎期間下限の1か月未満の期間は切捨てですので、謹慎期間上下限は不処分(謹慎0か月)～3か月となります。

(4) 憲章違反行為者が既に社会的制裁を受けているとしての軽減

憲章違反行為に対して謹慎が相当とされる場合であって、憲章違反行為者が、当該行為を原因として、教育委員会や学校法人から懲戒処分等の社会的制裁を受けている場合は、軽減がない場合の謹慎期間の下限を2分の1にまで軽減することができます。上限は変更しません。

〔具体例〕 事例 C-4

事例 A-2 の事案で、当該教育委員会から監督に対して、戒告の懲戒処分がなされている場合

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 事例 A-2 については、謹慎期間上下限は、1か月～3か月です。
- b 教育委員会から戒告の懲戒処分を受けていることで最大2分の1に減じることができますので、謹慎期間下限は0.5か月となります。
- c 謹慎期間下限の1か月未満の期間は切捨てですので、謹慎期間上下限は、不処分(謹慎0か月)～3か月です。

5 各論(4) 憲章違反行為が複数ある場合または継続性常習性が認められることによる加重

報告義務違反以外の憲章違反行為が複数ある場合または憲章違反行為に継続性常習性が認められる場合は、個々の憲章違反行為の中から最も重い処分内容を選択の上、上限を 1.5 倍まで加重できます。下限は変更しません。

〔具体例〕 事例 D-1

事例 A-1 および事例 A-2 の複数の違反行為がある場合

〔謹慎期間上下限の決定方法〕

- a 事例 A-1 について、謹慎期間は 1 か月です。
- b 事例 A-2 について、謹慎期間上下限は、1 か月～3 か月です。
- c 最も重い処分内容である A-2 の事案の謹慎期間を選択の上、上限を 1.5 倍まで加重できますので、謹慎期間上限は 4.5 か月となります。
- d 謹慎期間の上限に 1 か月未満の期間がある場合は、切上げとなりますので、謹慎期間上下限は 1 か月～5 か月となります。

6 各論(5) 憲章違反行為についての謹慎期間の決定

(1) 謹慎期間の決定一般

- 1 憲章違反行為について謹慎期間上下限の間で、総合考慮して決定します。
- 2 総合考慮にあたっては全ての事情を考慮します。
- 3 個々の憲章違反行為の謹慎期間上下限を決定する際に考慮した事情も含めます。事例 A-3 で言えば
 - (1) 「野球の用具を使用した場合」という行為態様の悪質性
 - (2) 「重大な傷害(例:骨折)」という結果の重大性も考慮対象となります。
- 4 謹慎 1 か月の処分が重いと評価される場合
 - (1) 日本学生野球協会としては処分をしないこととし、
 - (2) 日本高等学校野球連盟または全日本大学野球連盟に対して、「注意・厳重注意」の措置の可否を検討することを勧告します。
- 5 謹慎期間が 2 年を超えることを相当とする場合
 - (1) 無期謹慎または除名とします。
 - (2) 無期謹慎は、謹慎期間 2 年を超える不定期間の謹慎という扱いです。無期謹慎については、憲章第

27 条第 5 項に基づく処分内容の変更・解除の手續の利用が予定されています。当該処分を受けてから 2 年を超えた場合には、「処分後の被処分者の情状」に照らして、無期謹慎を解除申請することができます。

- (3) 除名は、学生野球からの永久追放の制裁であり、野球部活動において同様の犯罪のおそれが失われないと判断された場合の処分です。学生野球からの永久追放であるため、憲章第 27 条第 5 項に基づく処分内容の変更・解除の手續の利用は予定されておりません。この点で、無期謹慎と除名とは異なります。

(2) 報告義務違反を除く憲章違反行為と、報告義務違反が併存する場合

- 1 報告義務違反を除く憲章違反行為と、報告義務違反が併存する場合には、報告義務違反を除く憲章違反行為について、上記「(1) 謹慎期間の決定一般」のとおり謹慎期間を決定します。
- 2 前項で決定した報告義務違反を除く憲章違反行為に対する謹慎期間に、報告義務違反に対する謹慎期間を加えます。

〔具体例〕 事例 E-1

事例 C-1 において、1 か月の謹慎期間を相当とする報告義務違反がある場合

〔謹慎期間の決定方法〕

- a 事例 C-1 については、謹慎期間上下限は、1 か月～4 か月であり、この範囲内で謹慎期間 3 か月が相当とされました(総合判断の事情の記載は省略)。
- b 1 か月の謹慎期間を相当とする報告義務違反があります。
- c a の謹慎期間と b の謹慎期間を合算して、謹慎期間 4 か月とします。

7 謹慎期間の始期の遡及的取り扱い

- 1 日本学生野球協会による謹慎の決定がなされる前から、指導者等が自主的に学生野球活動に関与することを自粛している場合は、自ら謹慎に服していると評価できます。
- 2 そのため、日本学生野球協会が謹慎を決定する場合に、前項の指導者等が自主的に学生野球活動に関与することを自粛している期間を考慮して、始期を処分日以前に遡らせることができます(以下「処分の遡及的扱い」といいます。)
- 3 処分の遡及的扱いは、処分対象者の申告により行います。
- 4 処分対象者が、自主的に学生野球活動に関与することを自粛している事実を申告した場合に、その申告が事実と反していた場合は、
 - (1) 謹慎の決定前にこの事実が判明した場合は、処分の遡及的扱いはせず、
 - (2) 謹慎の決定後にこの事実が判明した場合は、謹慎期間中に、謹慎の決定に反して野球活動を行ったこととなりますので、謹慎の決定に違反し、憲章違反行為として更なる処分の対象となります。

第4 部員の憲章違反行為に対する処分の原則

- 1 部員の憲章違反行為については、①教育課程にある生徒・学生であること、②高校の場合には原則3年間、大学では原則4年間が在学期間であり、この限定された在学期間における野球活動を禁止すること、③未成年者か、成人に達したとしても若年者であるということなどを考慮するという点での配慮が必要です。
- 2 未成年者に対する謹慎の決定は、学校が相当の処分を行うことを前提として、原則として行いません。
- 3 部員個人の憲章違反行為は、憲章第26条に基づく全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟の「注意・厳重注意」と日本学生野球協会の憲章第27条に基づく処分、および学生野球団体の「指導・措置」を一体的に運用し、教育的配慮をした上で、憲章違反行為に対する適切な措置を講じることとします。
- 4 原則として、部員の憲章違反行為については、全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟による「注意・厳重注意」およびこれに付随して必要な「指導・措置」に委ねることを相当とします。この場合に必要な「指導・措置」として行う選手登録資格の停止の期間は、1か月を基準とし、また加重を行う場合でも、3か月を超えない期間とすることを原則とします。ただし、「対外試合禁止」の期間には、野球部活動が制限されている対外試合禁止期間(アウト・オブ・シーズン)」を含めません。
- 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟による「注意・厳重注意」およびこれに付随して必要な「指導・措置」では足りず、部員に対する謹慎の決定を相当とする場合でも、謹慎期間は1か月を基準とし、また加重を行う場合でも、3か月を超えない期間とすることを原則とします。
- 6 上記の目的を達成するために、「部員の憲章違反行為に対する注意・厳重注意、処分および指導・措置の運用内規」および「部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規」を定めて、これに従った運用を行います。指導者に対するものと異なり、類型ごとの処分基準は設けません。
- 7 なお、上記はあくまでも学生野球団体の制裁を定めるものであって、加盟校がそれより重い制裁(退学処分や退部処分を含みます。)を加えることを妨げるものではありません。しかし、憲章が「学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。」(第4条第1項)、「部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有する。」(第4条第3項)と定めている趣旨、学生野球団体が前各項の運用としていることについて、加盟校が配慮されることを希望します。

第5 野球部の憲章違反行為に対する処分の原則

- 1 野球部への「対外試合禁止」決定についても、部員の憲章違反行為と同じ理由から、「対外試合禁止」の期間は1か月を基準とし、また加重を行う場合でも、3か月を超えない期間とすることを原則とします。ただし、「対外試合禁止」の期間には、野球部活動が制限されている対外試合禁止期間(アウト・オブ・シーズン)」を含めません。
- 2 部員に対する制裁と同様に、「部員の憲章違反行為に対する注意・厳重注意、処分および指導・措置の運用内規」および「部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規」を定めて、これに従った運用

を行います。指導者に対するものと異なり、類型ごとの処分基準は設けません。

- 3 なお、上記はあくまでも学生野球団体の制裁を定めるものであって、加盟校がそれより重い制裁(廃部、休部の処分を含みます。)を加えることを妨げるものではありません。しかし、憲章が「学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。」(第4条第1項)、「部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有する。」(第4条第3項)と定めている趣旨、学生野球団体が前各項の運用としていることについて、加盟校が配慮されることを希望します。

第6 指導者等に対する憲章違反行為類型ごとの処分基準

指導者等に対する憲章違反行為類型ごとの処分基準は別紙1～10のとおりです。

第7 施行日

本処分基準は令和7(2025)年2月6日制定 令和7(2025)年4月1日から施行する。